

交通規制等に関する要望の留意事項

1 基本事項

- (1) 信号機、横断歩道、道路標識等の交通安全施設及び一時停止、速度制限、一方通行、駐車禁止等の交通規制は、宮城県公安委員会（警察）の所管であり、市が設置、規制するものではありません。
- (2) 当該交通規制等は、市民等に一定の規制をかける（取り締まる）ことになるため、要望に当たっては、個人的な意見だけでなく、必ず地区、団体、事業者等で協議し、全体の総意として合意形成がなされた案件について要望してください。
- (3) 当該交通規制等の可否の判断や、要望実現までには、公安委員会等の手続の関係上、相当の期間が必要になることをあらかじめ御了承ください。
- (4) 当該交通規制等は、警察庁等が定めた様々な基準等があり、当該基準等に満たない場合は、要望が実現しないことがあります。

2 交通規制等の種類

主な交通安全施設及び交通規制は、次のとおりです。

(1) 交通安全施設

信号機、横断歩道、標識（一方通行、駐車禁止、車両進入禁止、速度制限、一時停止、通行止め、歩行者横断禁止等の交通規制標識）

(2) 主な交通規制

一時停止、車両通行止、一方通行、速度制限、駐車禁止

3 検討・確認事項

次の事項を可能な範囲で検討又は確認してください。

(1) 信号機

ア 各方向の道路幅員（一方通行の場合を除き、自動車が安全にすれ違う幅員があるか）

イ 歩行者が安全に信号待ちをする滞留場所があるかどうか（車道と分離された歩道がある、ガードパイプやポストコーンで滞留場所が確保されている等）

ウ 主道路、従道路の交通量（特にピーク時に1時間当たりの主道路側の往復交通量が300台以上あるか）

エ 隣接信号との距離（隣接信号機と150メートル以上離れているか）

オ 信号柱を設置する位置はあるか

(2) 横断歩道

- ア 横断歩行者のおおむねの人数（1時間あたり）
 - イ 通学路に指定されているか、指定されていれば通過児童の人数
 - ウ 歩行者が安全に待つ滞留場所があるか（車道と分離された歩道がある、ガードパイプやポストコーンで滞留場所が確保されている等）
 - エ 滞留場所が路外施設の乗入口になっていないか
- (3) 一時停止
- ア 各方向の道路幅員
 - イ 交差点の見通し状況、交通流実態
 - ウ 現在の安全対策状況（カーブミラーの有無、カラー舗装の有無等）
 - エ 丁字路で突き当たる側には原則設置されません。
 - オ 交差点全方向に対する一時停止規制は原則行われません。
- (4) 一方通行
- ア 一方通行化した場合の迂回路はあるか
 - イ 一方通行化した場合、沿線及び付近住民等にとって利便性が低下するため、それらの者の了承は得られているか。また、従来の交通の流れが変わり別ルートが抜け道として利用される可能性があるため、抜け道となる可能性のあるルート付近の住民の了承も得られているか。
- (5) 駐車禁止
- ア 道路幅員
 - イ 現在の駐車実態
 - ウ 沿線住民等の了承は得られているか
 - エ 道路幅員が狭く、自動車を停めた場合に無余地駐車となる場所での駐車禁止規制は行われません。
- (6) 各種通行止め
- ア 道路幅員
 - イ 通行止めをかける対象車両の利用実態
 - ウ 通行止めをかけた場合の迂回路はあるか
 - エ 沿線及び付近住民等の了承は得られているか。また、規制をかけた場合、従来の交通の流れが変わり別ルートが抜け道として利用される可能性があるため、抜け道となる可能性のあるルート付近の住民の了承も得られているか。
 - オ 通行止めをかけた場合でも沿線に車庫、搬入先等がある場合は許可証が出るため進入を防ぐことはできません。
- (7) 速度
- ア 付近住民等の了承は得られているか
 - イ 速度規制は、市街地・非市街地、車線数、中央分離帯の有無、歩行者

交通量によって基準速度が決められています。

ウ 交通事故数、民家・商店の数、歩道の有無、道路線形、実勢速度等を考慮し、基準速度を下方、または上方補正して規制速度が決定されます。

エ 30キロの速度規制をかける場合、原則道路管理者が行う物理的対策（ポストコーンによる幅員減少、中央線抹消等）を併せて実施する必要があります。